

## 訪問型サービスの実施基準について

訪問型サービス		介護予防訪問サービス			生活支援訪問サービス		
		(現行相当)			(基準緩和型)		
サービス対象者		要支援1・2、事業対象者 身体介護・生活援助が必要			要支援1・2、事業対象者 生活援助のみが必要		
提供サービス		身体介護・生活支援			生活援助及び、身体介護を伴わない外出支援等		
予防ケアプラン		介護予防サービス・計画書(様式は従来と同様)					
訪問介護計画		従来の介護予防訪問介護計画書と同等のものを作成					
基本報酬(単位)		週1回	週2回	週2回を 超える場合 (要支援1以外)	1回		
		1,168 単位/月	2,335 単位/月	3,704 単位/月	233 単位/回		
基本報酬の減算率		なし			国基準額の8割		
初回加算		200 単位/月					
生活機能向上連携加算		100 単位/月			加算なし		
処遇改善 I ~ IV		現行の介護予防給付と同じ			加算なし		
介護職員初任者研修修了者を サービス提供責任者として配置		基本報酬 × 0.7			減算なし		
同一建物減算		基本報酬 × 0.9					
加減算の要件		現行の介護予防給付と同じ					
利用者負担		現行の介護予防給付と同じ (所得に応じて1割又は2割負担)					
限度額管理		あり(事業対象者・要支援1 ⇒ 5,003単位 要支援2 ⇒ 10,473単位)					
請求方法		国保連合会経由					
事業の認可		市町村による事業所指定					
想定事業者		現行の(介護予防)訪問介護事業所					
人員基準等		管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員	管理者	訪問事業責任者	従事者
訪問介護事業 所と一体的に 運営	(配置数等)	訪問介護事業所としての人員配置基準を満たしている 場合、新たな配置は不要			介護予防訪問サービスの人員に加えて、生活支援訪 問サービス利用者の数に応じて必要数		
	(資格等)				※サービス提供責任者が、生活支援訪問サービス利用 者の訪問介護計画を作成することは可能だが、訪問事 業責任者が、訪問介護及び介護予防訪問サービス利 用者の訪問介護計画を作成することは不可。 ※訪問介護又は介護予防訪問サービスと一体的に運 営する場合、サービス提供責任者の配置数に生活支 援訪問サービスの利用者数は含めないことができる。		
単独で運営	(配置数等)	常勤・専従 1名以上	常勤の訪問介護 員等のうち、利用 者40人に1人以上 (一部非常勤可)。 ただし、常勤の サービス提供責 任者を3人以上配 置し、かつ、サー ビス提供責任者 の業務に主として 従事する者が1人 以上配置されてい る等の事業所は、 利用者50人に1 人以上	常勤換算 2.5以上	専従1名	利用者40人に1人 以上。ただし、訪 問事業責任者を3 人以上配置し、か つ、訪問事業責任 者の業務に主とし て従事する者が1 人以上配置されて いる等の事業所 は、利用者50人 に1人以上	1以上必要数
	(配置数等)	(兼務可)※1			(兼務可)※1	(兼務可)※1	(兼務可)※1
	(資格等)	不要	介護福祉士、実務 者研修修了者、3 年以上介護等の 業務に従事した介 護職員初任者研 修修了者	介護福祉士 介護職員初任者 研修修了者	不要	介護福祉士、初任 者研修等修了者、 市の指定する研 修修了者	介護福祉士、初任 者研修等修了者、 市の指定する研 修修了者

※1 業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。ただし、3職種以上の兼務は不可。  
また、サービス提供責任者については別紙要領に定める事業所に限る。